

あなたに贈る

# ふくしのお仕事 はんど・ぶっく



社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会  
茨城県福祉人材センター



# 福祉の仕事～職種と資格～

	職 種	仕事の内容
介護のついで	介 護 職 員 ケ ア ワ ー ク ー 介 助 員 生 活 支 援 員 ホ ー ム ヘ ル パ ー	高齢者や障害者の日常生活の自立を支援するサービス提供を中心に、食事や入浴、排せつ、衣服の着脱や移動など、利用者の生活全般にわたって必要な援助を行います。
保育のついで	保 育 士	子どもたちの保育にあたります。子どもたちに食べる、眠る、排せつするなどの基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、遊びの面からは集団活動を通して社会性を養います。
	児 童 館 職 員 児 童 の 遊 び を 指 導 す る 者 ( 児 童 厚 生 員 )	遊びを中心に指導を行い、児童の自主性や社会性・創造性を高め、地域で児童が健全に育つよう援助します。
相談援助のついで	介 護 支 援 専 門 員 ( ケ ア マ ネ ジ ャ ー )	介護保険制度において、ケアプランの作成、介護サービス提供事業者・施設との連絡調整などケアマネジメント関連の業務を行います。
	相 談 支 援 専 門 員	障害児・者、ご家族への相談援助業務や各種障害福祉サービスの案内、サービス等利用計画書の作成を主な業務としています。必要に応じて訪問相談・関係機関との連絡調整を行い、一人ひとりに寄り添った支援を行います。
	生 活 相 談 員	利用者・家族からの相談対応、事業計画の立案や個々の利用者の援助計画の作成などを主な業務としています。また施設・事業所内の職種間調整や関係機関の連絡調整も大切な仕事です。
	職 業 指 導 員 就 労 支 援 員 生 活 支 援 員	利用者の希望や適性、障害の状況（知的障害・精神障害・身体障害）に合わせた各種作業活動における支援を行います。利用者が自立して社会生活を営むことができるよう職業上の技術の習得や訓練・指導・相談支援・適正に合った職場探しなど就労に向けた支援を行います。

## 働く場所

- ・各分野  
(高齢者、障害者、児童)の施設
- ・訪問介護事業所 など

## 必要とされる資格等

ホームヘルパーを除き、介護職員として働くための資格要件はありませんが、「**介護福祉士**」「**実務者研修**」「**介護職員初任者研修**」の資格を有する方が求められる傾向にあります。

●介護福祉士



●実務者研修



●初任者研修



- ・保育所
- ・乳児院・児童養護施設
- ・障害児施設
- ・放課後等デイサービス など

幼保連携型認定こども園において保育教諭として勤務する場合には、「**保育士資格**」と「**幼稚園教諭免許状**」の両方が必要となります。

●保育士



●幼稚園教諭



- ・児童館
- ・児童遊園
- ・児童センター など

次のいずれかに該当することが必要です。

- ①都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ②保育士の資格を有する者
- ③社会福祉士の資格を有する者
- ④高校を卒業後2年以上児童福祉事業に従事した者
- ⑤大学・大学院で社会福祉・心理・教育・社会・芸術もしくは体育の学科を卒業した者で、都道府県知事もしくは児童厚生施設設置者が認めた者
- ⑥幼稚園・小・中・高校教諭のいずれかの免許を有する者

- ・介護保険施設
- ・居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター など

介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了する必要があります。

なお、介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格は、実務経験などの要件があります。

●介護支援専門員



- ・特定相談支援事業所
- ・一般相談支援事業所
- ・障害児相談支援事業所

相談支援専門員の資格  
(指定された業務での実務経験と研修を有する者)

- ・デイサービス事業所
- ・ショートステイ事業所
- ・特別養護老人ホーム など

福祉に関する相談に応じ、助言・指導その他の援助を行う資格である「**社会福祉士**」などの資格が求められる場合があります。

●社会福祉士



●精神保健福祉士



●社会福祉主事任用資格



- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所 など

資格要件はありませんが、一定の経験や技能が求められることがあります。

職 種

仕事の内容

児 童 指 導 員

児童の指導・育成計画の立案、施設内の調整、親や学校、児童相談所との連絡調整業務を行います。子どもたちの年齢や能力に応じて社会的な生活力を身につけられるよう、生活全般の支援を行います。

児 童 自 立 支 援 専 門 員

入所しているそれぞれの児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援します。

児 童 生 活 支 援 員

入所しているそれぞれの児童の状況に応じて生活支援を行います。

福 祉 活 動 専 門 員

社会福祉の啓発や調査、福祉関係団体の援助、在宅福祉活動の企画立案や実施、ボランティア活動の振興などを行い、さまざまな福祉活動が地域に根ざした成果をあげるよう活動を行っています。

母 子 支 援 員

母子の自立促進を目的として、個々の母子の就労、児童の養育などに関する相談、助言や関係機関との連絡調整を行います。

家 庭 支 援 専 門 相 談 員

入所している児童の保護者に対し、児童相談所との密接な連携のもとに支援を行い、児童の早期退所を促進し、親子関係の再構築が図られるように支援します。

栄 養 士

施設の食事の献立作成や栄養評価の算定、食品の保存や給食施設の衛生管理などを行います。また、配食用の弁当の献立作成や、栄養相談、料理教室など正しい食生活を指導し、施設利用者や地域の人たちとの健康づくりを手伝います。

調 理 員

栄養士の作成した献立に基づき食事を作ります。衛生的に処理し、利用者に合わせた調理方法を工夫し、食べる喜びを提供します。

## 働く場所

- ・ 児童養護施設
- ・ 児童発達支援センター
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設
- ・ 児童心理治療施設
- ・ 放課後等デイサービス など

## 必要とされる資格等

児童指導員として従事するためには「**児童指導員任用資格**」が必要です。資格の取得には、養成施設を卒業するほか、一定の資格や大学等での単位を取得するなどの要件があります。

● 児童指導員任用資格



- ・ 児童自立支援施設

次のいずれかの要件に該当することが必要です。

- ① 医師であり、精神保健に関して学識経験を有する者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 都道府県知事指定の児童自立支援専門員の養成校を卒業
- ④ 大学・大学院で社会福祉学・心理学・教育学もしくは社会学を履修、卒業し、1年以上児童自立支援事業に従事した者 など
- ⑤ 高卒後、3年以上児童自立支援事業に従事した者 など
- ⑥ 小・中・高校教諭免許を有し、1年以上児童自立支援事業に従事又は2年以上教職に従事した者 など

- ・ 児童自立支援施設

次のいずれかの要件に該当することが必要です。

- ① 保育士の資格を有する者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 高校を卒業後3年以上児童自立支援事業に従事した者

- ・ 社会福祉協議会

「**社会福祉士**」などの資格が求められることがあります。

● 社会福祉士



● 社会福祉主事任用資格



- ・ 母子生活支援施設

次のいずれかの要件に該当することが必要です。

- ① 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業
- ② 保育士の資格を有する者
- ③ 社会福祉士の資格を有する者
- ④ 精神保健福祉士の資格を有する者
- ⑤ 高校を卒業後2年以上児童福祉事業に従事した者 など

- ・ 乳児院
- ・ 児童自立支援施設
- ・ 児童養護施設
- ・ 児童心理治療施設

次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 社会福祉士の資格を有する者
- ② 精神保健福祉士の資格を有する者
- ③ 児童養護施設等で5年以上、児童の養育に従事した者
- ④ 児童福祉司任用資格を有する者

- ・ 各分野の施設
- ・ 病院 など

栄養士として従事するには、「**管理栄養士**」や「**栄養士**」の資格が必要となります。

● 管理栄養士・栄養士



- ・ 各分野の施設
- ・ サービス事業所・病院 など

調理員として従事するには、「**調理師**」資格を求められる場合があります。

● 調理師



職 種

仕事の内容

事 務 員

経理や庶務等の仕事にあたります。経理では地方自治体への運営費の請求、財務管理、職員の給与事務などの業務があります。また、庶務では文書の作成、発信、授受、管理、施設設備の維持管理など多岐にわたります。

看 護 師

高齢者や子ども、障害のある人々の健康管理や衛生管理を行い、利用者の健康を医療の面から支えます。また、利用者やその家族への相談助言をする力や、他の専門職と協働する力がより求められます。

理 学 療 法 士  
(PT)

福祉施設・事業所において、何らかの原因で身体の機能に障害のある方に、日常生活動作の獲得、筋力の維持、心身の機能の回復・維持を図るための訓練と指導を行います。

作 業 療 法 士  
(OT)

何らかの原因で障害のある方に対し、一人ひとりが望む生活をサポートするために、作業を通して心身の機能の回復・維持を図るための訓練を行います。

言 語 聴 覚 士  
(ST)

何らかの原因で言語障害や難聴、失語、言語発達遅滞など言語・聴覚の障害のある方に対し、専門的な訓練、指導を行い、機能回復や障害の軽減を図る専門職です。

視 能 訓 練 士

視力の機能に障害のある方に、医師の指示のもと、目の検査や機能回復のための矯正訓練を行います。

心 理 職

相談面接等を通じた対象者の心理状況の把握・判断や、個々人への心理的な療法等を行います。

## 働く場所

・各分野の施設・事業所

## 必要とされる資格等

資格要件はありませんが、実際の求人では福祉に対する理解や基礎知識、簿記やパソコン操作などの実務的な知識・技術を求められます。

・各分野の施設  
・居宅サービス事業所  
・保育所  
・病院 など

「**看護師**」や「**准看護師**」資格の取得には、所定の学校において専門教育を修めた後、国家試験又は准看護師試験に合格する必要があります。

●看護師



●准看護師



・各分野の施設  
・居宅サービス事業所  
・病院 など

「**理学療法士**」資格の取得には、高校卒業後、理学療法士養成校等において、3年以上理学療法士としての専門知識や技能を習得し、国家試験に合格する必要があります。

●理学療法士



・各分野の施設  
・居宅サービス事業所  
・病院 など

「**作業療法士**」資格の取得には、高校卒業後、作業療法士養成校等において、3年以上作業療法士としての専門知識や技能を習得し、国家試験に合格する必要があります。

●作業療法士



・各分野の施設  
・居宅サービス事業所  
・病院 など

「**言語聴覚士**」資格の取得には、言語聴覚士養成校を卒業するか、外国の言語聴覚士に関する学校等を卒業し、又は外国で言語聴覚士に相当する免許を得た者で、国家試験に合格する必要があります。

●言語聴覚士



・病院  
・リハビリテーションセンター  
など

「**視能訓練士**」資格の取得には、視能訓練士養成校等において、専門知識や技能を習得し、国家試験に合格する必要があります。

●視能訓練士



・児童相談所、女性相談センター  
・障害者支援施設  
・福祉型障害児入所施設  
・医療型障害児入所施設 など

心理職として従事するためには「**臨床心理士**」などの資格を求められることがあります。

●臨床心理士



●公認心理師





## 福祉の職場～社会福祉施設等の種類と目的～

### 高齢者分野

施設・サービスの種類	施設・サービスの内容
特別養護老人ホーム	65歳以上の要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上必要な援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。 ◎介護保険上の名称は、介護老人福祉施設
養護老人ホーム	65歳以上で環境上の理由および経済的理由により、家庭での生活が困難な人が入所します。
軽費老人ホーム	無料または低額な料金で、高齢者に食事の提供および日常生活上必要な援助を行います。 ◎A型（食事付）、B型（自炊）、ケアハウスの3種類があります。今後はケアハウスに統一される予定です。
小規模多機能型居宅介護事業	要介護者の心身の状況、環境に応じて、居宅において、または通所にて、もしくは短期間宿泊させ、入浴・食事等の介護、家事等の介護、日常生活上の支援および機能訓練を行います。
有料老人ホーム	高齢者を入所させ、食事提供、入浴・排せつなどの介護、家事の支援、健康管理のいずれかを提供する施設です。 ◎介護付、住宅型、健康型があります。
サービス付高齢者向け住宅	高齢の単身者や夫婦世帯向けの賃貸住宅です。職員が常駐し安否確認と生活相談サービスを受けることができます。
老人デイサービスセンター	居宅で生活している要介護者・要支援者に、入浴・食事の提供、日常生活上必要な援助、機能訓練を行う通所施設です。 ◎介護保険上のサービス名称は、通所介護
老人短期入所施設	居宅で生活している要介護者・要支援者が、短期間入所し、食事・排せつ等の介護、日常生活上必要な援助および機能訓練を受けます。 ◎介護保険上のサービス名称は、短期入所生活介護
認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活援助事業）	比較的安定した状態にある認知症の高齢者に対し、共同生活を送っている住居で、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上必要な援助を行います。 ◎介護保険上では、地域密着型サービスの「認知症対応型共同生活介護」に位置付けられています。
老人保健施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護および機能回復訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上必要な援助を行います。 ※長期入院患者の退院後の家庭復帰等を促進するための施設 ◎介護保険上の名称は、介護老人保健施設
介護療養型医療施設/介護医療院	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能回復訓練その他必要な医療を行います。（介護療養型医療施設は2023年度末に制度が終了。介護医療院は2018年4月から制度がスタートしました。）※急性期の治療が終わり病状は安定しているが、比較的長期にわたり療養が必要な人の施設
居宅介護支援事業	要介護者の心身の状況、意向等を踏まえ、福祉サービス、医療サービスの利用等に関し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整などを行います。
地域包括支援センター	総合相談支援、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの4つの機能を担います。また、介護保険において予防給付の対象となる方に必要な支援を行います。
老人居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）	要介護者のいる家庭で、本人が介護や生活支援を必要としている場合にホームヘルパーが訪問して介護、家事、生活支援、必要な相談・援助を行います。 ◎介護保険上のサービス名称は、訪問介護
訪問入浴サービス	要介護者の家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴サービスを行います。 ◎介護保険上のサービス名称は、訪問入浴介護
訪問看護サービス	看護師が治療の必要な要介護者の家庭を訪問し、療養上の世話又は必要な診療補助を行います。



## 障害者分野

施設・サービスの種類	施設・サービスの内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に支援を要する人が外出する際に同行し、必要な情報の提供や、排せつ、食事の介護等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供します。
障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等での就労が困難な人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型＝雇用型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人に就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の支援を行います。
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
計画相談支援	障害福祉サービス等を申請した人について、その人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて利用計画の作成を行います。

## 児童分野

施設・サービスの種類	施設・サービスの内容
乳児院	保護者がいない、あるいは保護者の事情で家庭での養育ができない乳児（保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね就学前の幼児を含む）を預かって、養育する施設です。
児童養護施設	保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要のある場合には乳児を含む。）が入所する施設。児童を養護するとともに、その自立を支援します。
児童心理治療施設	心理的問題を抱え日常生活に支障をきたしている児童に生活支援を基盤とした心理治療を行います。学校教育との緊密な連携を図りながら総合的に治療・支援を行います。
児童自立支援施設	不良行為をなした（またはなすおそれのある）児童および家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等が必要な児童が入所または通所する施設。個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援します。
母子生活支援施設	配偶者のいない女性やこれに準ずる事情にある女性が養育している児童とともに入所する施設。自立促進のための生活支援を行います。
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が入所し、助産を受ける施設です。
保育所	保護者の仕事・病気などにより家庭で保育できない乳児や幼児を預かり、保護者に代わって保育します。
認定こども園 (幼保連携型・幼稚園型・ 保育所型・地方裁量型)	教育・保育を一体的に行う施設で、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と②地域における子育て支援を行う機能を併せ持つ施設。内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣が定める認定基準に従い、各都道府県等が条例で定めます。地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがあります。
児童厚生施設	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、ゆたかな情操の育成を図ります。 ◎児童遊園と児童館があります。
児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する問題について、児童、母子家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童またはその保護者に対する指導および児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。
学童保育 (放課後児童健全育成事業)	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。
児童発達支援（センター）	施設を利用する障害児に限らず、地域の障害児・その家族等を対象とし、日常生活における基本的動作や知識技能の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援 (センター)	肢体不自由児を対象とし、児童発達支援に加え治療を行います。
放課後等デイサービス	小・中・高校等に通学する障害児を対象とし、児童発達支援センター等で、放課後や休暇中の生活能力向上の訓練等を、学校教育と連携し継続的に行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用している、または今後利用する障害児を対象に、利用施設を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
福祉型障害児入所施設	障害児を保護し、日常生活や知識技能の指導を行います。
医療型障害児入所施設	知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児を対象とし、福祉型障害児入所施設のサービスに加え治療を行います。

## その他の分野

### 生活保護

施設・サービスの種類	施設・サービスの内容
救護施設	身体上または精神上著しい障害のため家庭での日常生活が困難な方が入所し、生活の援助（扶助）を受ける施設。
更生施設	身体上または精神上の理由により養護指導を要する方が入所し、生活の援助（扶助）を受ける施設。
医療保護施設	医療を必要とする生活保護の受給者に対して、診療や治療を行います。
授産施設	身体上または精神上等の理由あるいは世帯の事情によって働くことが困難な方が利用する施設。必要な訓練を行い、自立を促進します。
宿所提供施設	住居のない世帯に住宅の提供（住宅扶助）を行います。
自立相談支援機関	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人に対して、生計や就労、住居などの幅広い相談・支援を行います。

### 婦人保護

施設・サービスの種類	施設・サービスの内容
女性自立支援施設	保護が必要な女子が入所する施設。保護、更生、指導を行います。

### その他

施設・サービスの種類	施設・サービスの内容
無料低額診療施設	生活困窮者のために、無料または低額な料金で診療を行う医療施設。



# 3

## 福祉の仕事～勤務時間・勤務形態～

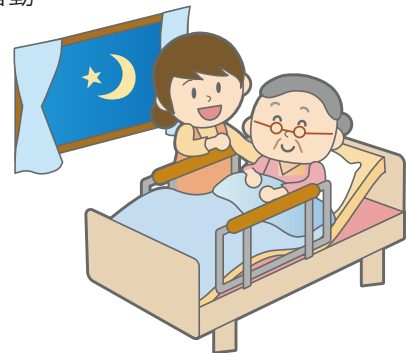
福祉施設等の勤務形態は、施設の種類や職種によって異なります。代表的な勤務形態の例をご紹介しますので、職場選びの参考にしてください。

### 夜勤型

夜勤は常時介護・養護が必要な利用者のいる福祉施設で採用する勤務形態です。特別養護老人ホームの介護職員や乳児院の保育士、障害者関係施設のうち、支援の必要性が高い施設の支援員などが夜勤体制をとっています。

夜勤は宿直と違い、休憩（仮眠）時間以外は介護などの業務を行います。“宿直”が所定の労働時間外の待機であるのに対し、“夜勤”は法定労働時間内での勤務扱いとなります。夜勤の回数は福祉施設によって異なりますが、交替勤務制のなかでおおむね1ヶ月に4～6回です。

福祉施設では、病院の看護師のように3交代制をとっている施設は少なく、夕方から翌朝まで続けて勤務します（16時間程度）。1回の勤務時間は長くなりますが、夜勤終了後は夜勤明けとなり勤務はありません。夜勤に対しては夜勤手当等が支給されます。



### 宿直型

日勤の勤務終了後に交替で宿直に入り、施設内の宿直室で待機します。宿直は原則として業務ではないため睡眠もとれ、必要な事態があった場合のみ対応します。宿直の回数は施設によって異なりますが、交替勤務制のなかでおおむね1ヶ月に4回程度です。

宿直の時間は通常の所定労働時間外に施設に待機することになるため、拘束される時間に対しては宿直手当が支給されます。宿直時間中に業務についた場合は時間外手当（超過勤務手当）が支払われます。



### 日勤型

在宅の利用者のための通所施設がこのタイプです。利用者は朝に来所し、夕方帰宅するため夜間の勤務はありません。ただし、ローテーションで早出・遅出（平常の勤務時間より1～2時間ずれる）を取り入れているところもあります。





# 福祉の資格取得～茨城県内の福祉の資格取得に関わる学校～

介護福祉士		
茨城北西看護専門学校	介護福祉学科	常陸大宮市
いばらき中央福祉専門学校	介護福祉科	水戸市
駿優国際医療ビジネス専門学校	医療ビジネス学科・介護福祉士養成コース	水戸市
アール医療福祉専門学校	介護福祉学科	土浦市
筑波医療福祉専門学校	介護福祉学科	つくば市
AOI国際福祉専門学校	介護福祉学科	土浦市
つくばアジア福祉専門学校	介護福祉科	土浦市
高萩清松高等学校	介護福祉士コース	高萩市
古河第二高等学校	福祉科	古河市

実務者研修・初任者研修		
太田西山高等学校	普通科・福祉保育コース	常陸太田市
大子清流高等学校	総合学科・福祉系列	大子町
小瀬高等学校	普通科・福祉コース	常陸大宮市
水戸女子高等学校	普通科・保育福祉コース	水戸市
八千代高等学校	総合学科・福祉家庭系列	八千代町
鉾田第二高等学校	総合学科・福祉系列	鉾田市
潮来高等学校	人間科学科・福祉コース	潮来市
江戸崎総合高等学校	総合学科・福祉系列	稲敷市

●高等学校以外の初任者研修実施機関



●高等学校以外の実務者研修実施機関



保育士		
茨城キリスト教大学	文学部児童教育学科幼児保育専攻	日立市
茨城女子短期大学	保育科	那珂市
常磐短期大学	幼児教育保育学科	水戸市
リリーこども&スポーツ専門学校	こども未来学科	水戸市
つくば歯科福祉専門学校		筑西市
つくば国際短期大学	保育科	土浦市
筑波研究学園専門学校	こども未来学科	土浦市

社会福祉士		
茨城キリスト教大学	生活科学部心理福祉学科	日立市
筑波大学	人間学群障害科学類	つくば市
常磐大学	人間科学部現代社会学科	水戸市

理学療法士		
茨城県立医療大学	保健医療学部理学療法学科	阿見町
筑波技術大学	保健科学部保健学科理学療法学専攻	つくば市
アール医療専門職大学	リハビリテーション学部理学療法学科	土浦市
つくば国際大学	医療保健学部理学療法学科	つくば市
医療専門学校水戸メディカルカレッジ	理学療法学科	水戸市

作業療法士		
茨城県立医療大学	保健医療学部作業療法学科	阿見町
アール医療専門職大学	リハビリテーション学部作業療法学科	土浦市

言語聴覚士		
医療専門学校水戸メディカルカレッジ	言語聴覚療法学科	水戸市

栄養士		
晃陽看護栄養専門学校	栄養士学科	古河市
鯉淵学園農業栄養専門学校	専門課程食品栄養科	水戸市
つくば栄養医療調理製菓専門学校	栄養士学科	牛久市

管理栄養士		
茨城キリスト教大学	生活科学部食物健康科学科	日立市
常磐大学	人間科学部健康栄養学科	水戸市
つくば国際大学	医療保健学部保健栄養学科	土浦市
晃陽看護栄養専門学校	管理栄養士学科	古河市



# ⑤ 茨城県福祉人材センターについて

茨城県福祉人材センターは、社会福祉法に基づき、茨城県知事の指定を受け茨城県社会福祉協議会が運営しています。福祉の仕事を希望されている方と人材を求める社会福祉施設・事業所等（以下、事業所）への架け橋となり、福祉についての情報提供や就職のあっせんを無料で行うとともに、福祉業界への参入促進や従事者のスキルアップ等を支援しています。なお、無料職業紹介事業については、職業安定法に基づき、厚生労働大臣の許可を得て実施しています。【無料職業紹介事業許可番号 08-ム-010006】

茨城県福祉人材センター

## 福祉の就職活動

福祉の仕事  
ありかも！



### お手伝いをします



求職登録者 受付中!!

福祉の仕事に就きたい方と、事業所を結びます。  
無資格・未経験者でもご紹介できる仕事があります。  
福祉の仕事に興味のある方は、ぜひご相談ください。

#### 福祉人材センター窓口を利用

##### 求職相談・求職登録

- ・資格や福祉の仕事に関する相談ができます（オンラインによる相談も可）。
- ・登録の際は「求職票」に就職活動の希望などの必要事項を記入していただきます。

##### 求人情報の提供

- ・相談員と一緒に仕事を探したり、パソコンで求人情報を閲覧することができます。

#### Webサイトを利用

##### マイページ登録

「福祉のお仕事」からマイページ登録することができます。登録後は、当センターから相談会等のイベント情報が届きます。



<https://www.fukushi-work.jp/>



#### 福祉人材センターを通じて応募したい方

相談員が、事業所の選考に向けての必要事項を確認し、当センターから事業所に「紹介状」を発行します。

手続き 電話・窓口・メール・オンライン

#### 直接応募したい方

「福祉のお仕事」のWebから、求職者が希望の事業所に「応募」します。面接等の日程調整は、求職者が直接事業所と行うこととなります。

手続き 「福祉のお仕事」ホームページ

#### 選考～報告

選考を受けた事業所からご本人に連絡が来ますので、結果を当センターにお知らせください。



## 福祉との出会いの場をつくります

### 福祉キャラバン隊

福祉の仕事への理解促進・イメージアップを目的に、県内小・中学校及び高等学校を対象に、「福祉キャラバン隊」を派遣しています。

「※ふくし“きらり人。”」とともに、福祉の仕事の具体的な内容や、そのやりがい・魅力をお伝えします。



### ※ふくし“きらり人。”

福祉キャラバン隊などの当センターが実施する事業において、福祉の魅力発信やイメージアップと一緒に取り組んでいる方で、県内の事業所に勤務する職員や、福祉学科系で学ぶ学生などから、当センターが任命しています。

### 就職相談会

就職希望者と事業所とのマッチングを目指し、福祉の仕事に興味・関心がある人が、気兼ねなく相談できる場所を提供します。

### 職場体験事業

学生や福祉の仕事に関心のある人に、実際の介護事業所で職場見学や体験をする機会を提供します。

### 出張相談会

県内ハローワークとの連携により、身近な地域で定期的な就職相談会を実施し、就職活動を支援します。

### 福祉の仕事の魅力PR動画・VRコンテンツ

福祉の職場では普段どのような仕事をしているのか、どのように利用者と接しているのかなど、リアルな雰囲気を動画やVRコンテンツにより疑似体験することができます。



## 事業所や働く方を支援します

### 社会福祉事業従事者研修

高い専門性と豊かな人間性を備えた、質の高い福祉人材の養成・確保を目的として、茨城県内の社会福祉事業に従事する役職員のため、年間40本以上の研修を実施しています。

### 勤務環境改善セミナー

事業所における職員の確保や定着につなげるとともに、職場環境を改善することを目的に、セミナーを開催します。

### 介護職員初任者研修支援事業

事業所に介護職員として就職した方、又は、就業しながら初任者研修を修了した初任段階の介護職員に対し、受講費用の一部を助成します。

## インターネット・SNSによる情報を発信します

### ホームページ・Facebook・Instagram

ホームページ・Facebook・Instagramでは、当センターの活動内容の他、当センター主催のイベント情報（就職相談会など）を随時発信しています。

ホームページ



Facebook



Instagram



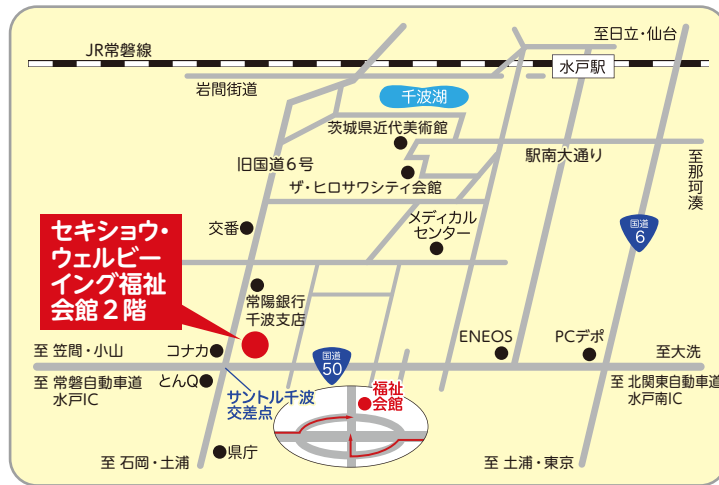
YouTube



事業所で働く職員同士のトーク動画や、事業所の職員がナビゲーターとなって、施設中の案内をする動画などを掲載しています。



## 茨城県福祉人材センター案内図



※茨城県社会福祉協議会は、セキショウ・ウェルビーイング福祉会館の2階です。

### 交通

- バス … JR水戸駅北口6番乗り場から、関東鉄道バス【石岡・鉾田・小川・平須・県自動車学校・奥ノ谷坂上・県庁バスターミナル・水戸医療センター・植物公園・市立競技場】行き「県福祉会館前」下車(乗車時間 約20分)。
- タクシー … JR水戸駅南口から約15分。
- 自家用車 … 常磐自動車道水戸ICから国道50号バイパスを大洗方面へ約10km。または、北関東自動車道水戸南ICから国道50号バイパスを笠間方面へ約7km。

## 社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 茨城県福祉人材センター

〒310-8586 茨城県水戸市千波町1918番地  
セキショウ・ウェルビーイング福祉会館2階  
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会内

TEL : 029-244-4544  
029-244-3727 (無料職業紹介所)  
FAX : 029-244-4543

- 開所日 … 月曜日～金曜日  
\*土・日・祝及び年末年始はお休みです。
- 利用時間 … 9:00～17:00